

Aichi

あいちの学童保育

県連協ニュース 臨時号

2020年 3月 3日発行

愛知学童保育連絡協議会

TEL:052-872-1972 FAX:052-308-3324

Email:aichigakudou@gakudou.biz

http://gakudou.me/aichikenrenkyou/

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 学童保育の受け入れについて



政府が新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、3月2日から小中高校などの臨時休校を要請し、愛知県においても休校実施が決定されました。突然のことに驚かれ、「学童保育も閉所すべきではないか、仕事を休めない、開所して子どもや職員の健康を守れるのか」と不安の声も大きく、学童保育の現場は混乱しました。

政府方針を受けて、2月27日厚労省から「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について」が出されました。

学童保育の原則開所を依頼、開所の際には、長期休暇などにおける開所時間補助(※1)に準じた取り扱いにする、追加費用が発生する場合は「子ども・子育て支援交付金の国庫補助基準額の範囲内で補助する」こととしてあります。支援の単位を増やして(※2)受入をする場合も加算対象となります。しかし、この金額で運営するのは厳しいものがありますので、行政としっかり話しあう必要がありますね。

また、学童保育で子どもや職員が上記感染症に罹患した場合は臨時休業を検討しなくてはなりません。

指導員のシフト、予防対策など考えなくてはならないことは沢山あり、行政の担当課と話し合いをしているところでしょうか。していない場合は急ぎ話し合いをしましょう。名古屋市ではすでに連協と話し合いがされ、Q&Aを出しています。

【名古屋市の小学校の臨時休校に対応した留守家庭児童育成会の開所についてのQ&A】

2020年2月28日現在

- Q1) 必ず3月2日(月)から長期休業に準じて午前中から開所しなければならないのか?
- A1) 職員配置に関しては基準がありますが、今回の臨時的な運営にあたっては、児童の安全への配慮を図りつつ、柔軟な対応をしていただくこともありえるものと考えております。
- Q2) 開所時間を変更する場合は、運営規程の変更等が必要なのか?
- A2) 開所時間の変更について、利用者の方に周知をいただければ、必ずしも運営規程を変更いただく必要はありません。
- Q3) 開所ニーズがあるが、指導員体制が十分に確保できない場合は、職員配置基準を満たさない状態でも開所しても良いか?
- A3) 職員配置に関しては基準がありますが、今回の臨時的な運営にあたっては、児童の安全への配慮を図りつつ、柔軟な対応をしていただくこともありえるものと考えております。
- Q4) 3月2日から利用希望者が急増しているが、希望者全員を受け入れなければならないのか?
- A4) 新たな入会希望者につきましては、可能な限り受入に努めていただきたいと思いますと考えておりますが、既に入所定員に達している場合等、新たな児童の受入が困難な場合は、入所を断っていただくこともやむを得ないものと考えております。なお、今回の小学校の臨時休業に伴う期間(3月2日~3月24日)に限り、児童1人あたり1.65㎡以上という専用区画の面積基準に満たない状態で開所しても差し支えないものとします。
- Q5) 開所時間の延長に伴い、人件費を中心に、追加的な運営経費が発生するが、助成金による支援はないのか?
- A5) ご指摘の件につきましては、現在対応を検討中です。取り扱いに関しては、別途お知らせいたします。
- Q6) 感染拡大を防止するため、マスクや消毒液を確保したいが、確保の目途が立たない。市から支援してもらえないか?
- A6) ご指摘の件につきましては、現在対応を検討中で

す。取り扱いに関しては、別途お知らせいたします。

Q7) 開所時間を短縮してもよいか？

A7) Q1 と同じです。

Q8) 指導員確保に関して、何らかの支援はしてもらえないのか？

A8) 急な対応にも関わらず申し訳ありませんが、指導員の確保に関しては、各育成会で対応いただきたいと考えております。

Q9) 地域で感染のリスクが高まった場合については、自主的に閉所しても良いか？

A9) 各育成会におかれましては、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくよう要請しておりますが、地域で感染のリスクが高まった場合については、自主的に閉所いただいても差し支えないものとしてします。

この Q&A を一つの参考にして、解決すべき事案をいくつかあげます。

1) 余裕のない体制で運営をしており、急な指導員確保が難しい地域では、条例に定められている職員配置基準（支援員常時 1 名以上配置、開所時間内 2 名以上配置）を維持できるかは大きな課題です。開所時間も含めて現場の状況を伝え、場合によっては柔軟な対応を要望することが必要です。緊急措置として通常と異なった対応を行う場合、周知徹底すれば運営規定の変更をしなくても良い方向で話し合いましょう。

開所にあたり、人件費・光熱費など経費が発生します。この負担を助成金などで支援してもらおうこと、午前から開所する場合、通常の長時間加算以上の額を市がだす約束を取る等国が言っているように保護者（学童保育）負担を増やすことなく運営できることを確認することは重要です。

2) 感染予防として様々な安全対策を講じなければいけません。十分な用意ができない場合はマスク・消毒液や石けんなどの物資支援も要望しましょう。

3) 新たに入所希望者が増えることも考えられますが、感染症拡大防止対策の面からも面積基準や指導員の配置等を考え、対策を練る必要があります。指導員の確保も自治体の応援（※3）をお願いしましょう。

4) 室内だけでなく、集団で公園など外に出て保育するこ

とも当然あります。地域の方から「学校が休みなのに、学童保育の子どもたちが公園等で遊んでいる」といった苦情が出ることも考えられます。指導員や学童保育で対応するのではなく、自治体として責任持って説明するなどの対応をしてもらえるよう確認しておきましょう。

※1：午前中から開所すると 1 日 10,200 円。

※2：面積基準によるスペースの確保、指導員の配置は、長期休暇支援加算と同要件です。1 日 36,000 円。

※3：報道によると、学校の先生が学童保育の応援に入れるということになっています。決定する前に指導員と話し合っ、確保を考えることが重要です。

マスクや消毒液など、入手困難な状況がありますが、各クラブで対応できる感染症対策心がけましょう



コロナウィルスについて小学生版（藤田医科大学病院）

http://www.fujita-hu.ac.jp/~microb/Final_version.pdf

2020 年度学童保育指導員研修会について

お知らせとお詫び

学童保育では小学校等が休校となる期間 1 日保育を実施することが予想されます。

5 月から開催を予定していた新任研修は学童保育指導員が講師を務めますが、新年度の準備と春休み保育に加えて突然の 1 日保育への対応が加わるため、研修準備に時間をとることが難しくなります。

については、講師の本来業務への影響を考慮して、**2020 年度の新任研修は中止といたします。**

受講を予定されていたみなさんにはご迷惑をおかけすることになり大変申し訳ございません。

専門研修・基礎研修については、現時点で、秋以降に開催を予定していますが、学童保育をとりまく状況を見ながら、5 月末に開催の可否を決定することとしています。

また、2020 年度から導入するとお伝えしていた定額制の受講料についても、新任研修を中止することで受講機会が減ってしまうため、2021 年度以降に導入を延期します。ご期待いただいていたみなさんには、こちらについてもご不便をおかけすることをお詫びいたします。

どうかご理解いただけますようお願い申し上げます。

2020 年 2 月 28 日

特定非営利活動法人学童保育指導員協会

代表理事 江坂 佳代子